

前近代ベトナム貨幣関係資料 (1)

矢野 正 隆

1. 序論

東京大学経済学部は創設¹以前の法科大学(経済、商業学科)時代より、学術研究のための資料収集に特に力を注いできた機関として知られ、研究書や学術雑誌以外にも、和洋の古典籍や古文書、近代の公私文書類といった多様なコレクションを所蔵している。その収蔵品には、図書や文書のほかに博物資料も含まれ、特に古貨幣・古札のコレクションは非常にユニークなものとして珍重されてきた。この資料群は、昭和の初め、関東大震災によって物的にはほぼ壊滅状態であった経済学部に対する支援の一環として、蒐集界の重鎮により寄贈されたもので、蒐集家ではない研究者による学術的な利用が期待されていた。しかし、その後の戦争や学内紛争といった混乱期には、学外への疎開を余儀なくされるなど、整理は遅々として進まず、その存在は必ずしも一般には知られていなかった。昭和 50 年代半ば以降、ようやく本格的な整理の手が入り、平成 10 年頃に収蔵施設も整えられ、平成 19 (2007) 年以降はその大多数がウェブ上で画像公開されている²。このように、およそ 80 年の歳月をかけて、本格的な貨幣研究のための基盤が形成されてきた。

このうち古貨幣のコレクションは、実業家そして古銭蒐集家としても著名であった藤井栄三郎 (1865?-1949) の蒐集品を昭和 2 (1927) 年に譲り受けたもので、約 12,000 点からなる、日

本国内では、質・量ともに日本銀行金融研究所貨幣博物館に次ぐ位置づけとされるコレクションである。鑄造地別の内訳は、中国が約 6,400 点、日本が約 2,700 点、朝鮮半島が約 2,100 点、安南が約 800 点で、近代以前の東アジアで流通していた銅銭が多くを占める [小島 2007b: 176]。

本稿の主な関心となるのは、このうちの安南銭、すなわち現在のベトナム地域で製造された銅銭である。その内容を見ると、およそ半数がベトナム歴代王朝の元号が記されたもの (411 点)、残りはベトナム元号とは関係ない漢字の記された、制作時期不明のものである (392 点)。後者は、本邦の蒐集界では「安南手類銭^{てりいせん}」と呼び習わされてきたもので、「鑄銭記録のほぼ全貌が把握できる日本銭や中国銭の範疇に入らないものを、安南銭ではな」いかと推定して、書風や銭容から分類したものである [三浦 1976: 4]。これには私鑄銭の類も含まれると推測され、関連する情報が少ないこともあって、大半は詳細不明とされている。しかし、蒐集家からは、希少価値の高いものとして古くから注目され、詳細な分類が作られており [三浦 1963; 1976] [富永 2002; 2006]、次号以降詳説するが、東大のコレクションも一部紹介されているようである。藤井栄三郎はもともと学究肌の人で、その蒐集物が精選されたものであることは、幾度となく指摘されているが [土屋ほか 1955: 136] [小島 2007a: 3-4]、この安南銭の内容を見ても、その見識の高さが窺われる。

形態的にも精粗様々なこの安南手類銭は、蒐集的な立場ではない学術研究の観点からも、非

¹ 大正 8 (1919) 年 4 月。

² 東京大学大学院経済学研究科所蔵 古貨幣・古札画像データベース
<<http://www.lib.e.u-tokyo.ac.jp/shiryoku/kahei.html>>

常に興味深いものである。素朴なところから言えば、そもそも、何故にこの産地不明の銭が安南製と判定されたのか、日本人の安南銭に対する認識がどう形成されたか、ということが問題になるであろう。これは、日本人の安南観という論点にも繋がる可能性がある。つまり、この「安南」という括りはあくまで仮想のものであって、必ずしも現実の「安南」を指すとは限らない。しかし、この貨幣の形態的な特徴から導き出された分類は、銭鑄造の実態を何らかの形で反映しているはずである。前近代ベトナム貨幣史において私鑄の問題は、当時から繰り返し取り上げられた重要な論点であり、「安南手類銭」という区分とその銭分類が、実態解明のための補助線となる可能性は十分あるように思われる。

ここで貨幣史研究全般に目を転じると、まず、近年、日本における中世・近世貨幣史研究が非常に進展したことが注目される。その背景として、出土銭貨研究会の活動を始めとして、モノとしての銭に注目が集まるようになったこと、そして、貨幣の流動を日本国内だけでなく、東アジアひいては世界の中に位置づける視点が常識化されたこと、少なくともこの二点は踏まえておく必要があるであろう [桜井 2007: 320]。

ベトナムについて見ても、今日モノとしての銅銭は、決して蒐集家だけの関心事ではない。特に日本人考古学者が中心になっておこなった、ベトナム現地における「一括出土銭」の発掘は、非常にインパクトのある学術報告として注目を集めている [昭和女子大学国際文化研究所 2008] [三宅ほか 2009]。また、各地の収蔵施設におけるベトナム貨幣の集蔵も次第に進められている [櫻木ほか 2008] [Ouchi 2008]。ただし、こうした動きは、まだ途についたばかりのようで、東京大学経済学部のベトナム貨幣コレクションに

ついては、学界において言及されたことはなく、おそらく認知されていないものと思われる。

一方、日本や東アジア貨幣史において、変動の共時性、例えば、日本で13世紀に起った年貢の代銭納化や、15世紀後半の撰銭禁止令が、中国における貨幣政策や流通と密接に関連していたという学説は、現在ではほぼ通説とされている。これを説明する際に、ベトナムにおいても日本と同様の動きがあったことが紹介され、広く東アジア・東南アジアを結ぶ現象である傍証とされることが多いが [桜井 2002: 45-46] [黒田 2007: 25-26]、その論拠としては主にウィットモアの論考 [Whitmore 1983] が引用される。ただし、彼自身「貨幣の歴史的な変化についていろんな疑問を掲げるより前に、より詳細な貨幣学的研究をおこなっておく必要がある」 [ibid. p.368] と言うように、モノへのアクセスや知見が大幅に進んだ今日は、更なる研究の展開が求められている。しかし、現在でもベトナム貨幣について引用されるのは、この30年近く前の英文論考のみであり、ベトナムの原資料へのアクセスが比較的容易な日本から貨幣史の研究成果が出ていないのは、筆者のようなベトナム貨幣と僅かでも関わりを持ったことのある者としては、非常に忸怩たるところである。

本論が前提とする問題意識は以上のようなものである。基本的には、当館所蔵の古貨幣を学術研究に利用する方法を探ることを目的とし、そのための基礎作業として、歴史学や考古学、また蒐集界といった各領域において蓄積されてきた情報を整理することから始める。具体的には以下の三回に分けて作業をおこない、その知見に基づいて、当館の安南手類銭を改めて評価し解説を加える予定である。

1. 19世紀初のベトナム知識人によるベトナム

ム貨幣史概観（今号）

2. 日本・中国の蒐集界におけるベトナム貨幣集成（次号予定）

3. 19世紀後半以来の貨幣学および考古学におけるベトナム貨幣集成（次々号予定）

本号では、まず歴史的事実の確認のため、前近代ベトナム文献のうち貨幣制度に関する唯一の纏まった記述である、潘輝注撰『歴朝憲章類誌』（以下『類誌』と略す）巻30「國用誌」のうち「錢幣之用」の部分を紹介する。『類誌』全49巻は19世紀初めに成立した、歴代王朝の制度を集成し撰者の按語を付する形式の、所謂「類書」である。中国の史書に普通に見られるこのスタイルの著作も、ベトナムではあまり普及しなかったようで、18世紀以前の制度を概観しようという場合に、この『類誌』以外に見るべき文献はないといって過言ではない〔山本 1975: 710〕。実は、これは日本国内において比較的容易に閲覧できる文献であるが、ベトナム史以外の分野ではほとんど知られていないようで、例えば、昭和女子大学国際文化研究所による一括出土銭の報告の中で、貨幣史年表を作成するに際して、『大越史記全書』から記事の抽出をおこなっているが、『類誌』には言及がない〔昭和女子大学国際文化研究所 2008: 155-158〕。確かに『類誌』は過去の記事をテーマ別に羅列した二次資料という側面が大きく、これを利用する際には典拠資料との照合が不可欠である。しかし、そもそも文献学者の仕事とは、膨大な情報の中から、何らかの脈絡を見出し、その脈絡を表現することにある。その表現方法として、原資料の引用・羅列という形式をとることもあれば、筆記や随筆、今日で言えば論文という形式をとることもある。『類誌』は前者の形式で記された、ベトナム歴史上最大の著作物であって、言わば「先行研究」としてまず尊重されるべきもの

である。また、現在では、『類誌』にしか見られない記事も少なくない。

そこで、ここでは『類誌』本文とその典拠資料を提示する。原文を示すという迂遠な方法を採る理由としては、まず、現在伝わる『類誌』はほとんどが抄本であり、各本での字句の異同が非常に多いこともあって、文意不明の部分が少なくない、つまり、歴史的事実を確定するための手続が未だに十全とは言えない、という事情がある。異本の系統を調べ字句を確定するという、文献学上の基礎作業は、ベトナム史関連では、かつて陳荊和が組織的におこなった以外にはほとんどなされていない〔陳荊和 1984-1986; 1987〕。『類誌』については、ベトナム本国の学界においても、1960年代に刊行された現代ベトナム語訳が復刊されることはあっても（1992年、2007年）、本文の校訂や注釈といった作業を進める動きはないようである。こうした事情も、ベトナム史プロパー以外にとって基本文献へのアクセスを難しくしている要因のひとつとなっているように思われる。

典拠資料の探索は、字句確定のためにも必須であるが、この作業を通じて、潘輝注の想定するベトナム貨幣史だけでなく、彼が参照したであろう記事、参照できなかった（或いは敢えて取り上げなかった？）記事を並置することにより、11～18世紀の貨幣史の大まかな流れを、複眼的に見通す場を設けることができるであろう。幣制のような複雑な事象をより正確に理解するためには、単線の時系列的な検討ではなく、複数の視点を持つことが不可欠である。

2. 歴朝憲章類誌と潘輝注

2.1. 潘輝注小伝

『類誌』の撰者である潘輝注（字・霖卿、号・梅峯）は、景興壬寅（1782）年に、ベトナム北

部の山西鎮国威府安山縣瑞圭村に生まれた。現在のハノイ市街から西方 20km ほどのクオックオアイ縣 huyện Quốc Oai サイソン社 xã Sài Sơn にあたる。父は、黎及び西山の二朝に仕え文人としても著名であった潘輝益、母吳氏淑は大文人の吳時仕の娘で、吳時任の姉にあたる。潘輝注はこのような科挙文人の家系に生まれ、当時としては最高の文化的な環境のもとで育ち、幼い頃から将来を囑望されていた。しかし、当時ベトナム地域は、350 年以上続いた黎朝とその体制を主導してきた北部の鄭氏、中南部の阮氏が次々と倒れ、代わって西山阮氏による南北ベトナムの統一(1789)、清軍による侵略と撃退、西山朝の崩壊と阮朝の成立(1802)と、めまぐるしく政局が変転する時代で、潘輝注の父の世代は、政治的な出處進退がそのまま生死に繋がる苛酷な環境に晒されていた。

潘輝注は阮朝成立以降、二度に涉って科挙を受験するが、周囲の期待とは裏腹に結局、秀才(郷試合格の称号)止まりであった。彼の本来の性向が政治向きではなかった上、父等の厄災を見て、彼の兄弟は皆すぐには官途に出なかったということも大きかったであろう。しかし、こうした環境は、逆に彼に書物への沈潜の時間を与えることになった。『類誌』は、一度目の科挙受験(1807)ののち、故郷のサイソンの地に山居を営み、およそ10年(1809-1819頃)をかけて執筆されたものである[Phan Huy Lê 1999: 699-700]。『類誌』擱筆のあとの二度目の受験(1819)でも秀才に止まったが、彼の實力は、遠くフエの宮廷にも聞こえ、翌年明命帝に招聘され、翰林院編修に補せられた。その翌年(1821)4月には『類誌』を進呈し、紗衣一襲、銀三十兩ほかの褒賞を受けた。

その後の官途は、『大南寔録正編』(以下『正編』と略)等の史書に記される限りでは、文名

とは裏腹に、あまりぱっとしないもので、吏部郎中の時の上疏は「言は多く迂妄にして、世務に切ならず」と評されて採用されず(『正編』2紀巻23)、承天府丞の時には、台風や火災への対応が適切でなかったと叱責を受け(『正編』2期巻41,45)、署廣南協鎮となった際には、地方の行政組織を整備しようとしたところ、逆に余分な官職を濫設したとして罷免されてしまった(『正編』2期巻58)。また、清朝への使節に副使として二度派遣されたが(1824、1832)、二度目の時には、使命を果たせなかった上、公金を乱費したとの咎でバタビアに流された(『正編』2期巻79,86)。海外での経験は、『華韶吟録』『華程續吟』『海程志略』等の著作として遺されている。バタビアから帰国後、工部司務として復職するが、まもなく、足痛を口実に、致仕を申し出た。再婚した妻の故郷である先豊縣青梅村で教師として過ごし、庚子年四月二十七日(1840.5.28)に没した。享年五十九。

2.2. 歴朝憲章類誌の構成

『類誌』全49巻は、内容的には以下の10の主題からなる。

1. 地輿誌 巻1-5
2. 人物誌 巻6-12
3. 官職誌 巻13-19
4. 禮儀誌 巻20-25
5. 科目誌 巻26-28
6. 國用誌 巻29-32
7. 刑律誌 巻33-38
8. 兵制誌 巻39-41
9. 文籍誌 巻42-45
10. 邦交誌 巻46-49

ここに紹介する巻30國用誌は、中国の紀伝体史書で言えば食貨志にあたるもので、広く経済に

関わる制度の記事を集めた部分である。内訳は、

巻 29: 丁戸之籍、賦歛之法

巻 30: 錢幣之用、田土之制

巻 31: 征榷之課、巡度之稅

巻 32: 徵收之例、經用之費

全体は、11世紀の李朝から18世紀黎朝末期までの制度沿革を時系列で並べ、所々に撰者のコメントを付すという形式をとる。潘輝注が参照した文献については、まず、巻首の凡例に「一、所引証北書、周禮、二十一史、文獻通考、大學衍義補、大清刑律諸部。其餘引用我國史書目錄、具在文籍誌、不復贅述。」とあって、若干の中国書を列挙しているが、これ以外のベトナム書については、『類誌』巻42-45文籍誌に解題付きで紹介されている。この文籍誌については、ガスパルドンによる書誌学的研究[Gaspardone 1934]において大きく取り扱われているほか、チャン・ヴァン・ザップによる詳細な訳注があり[Trần Văn Giáp 1938]、潘輝注がどのような文献を参照したかは明らかになっている。近年では、ベトナムの前近代文献の整理が進み、以前に比べると資料へのアクセスが改善されていることから[矢野 2010]、『類誌』の構成の分析は、ある程度まで可能であると思われる。例えば、次章で扱う巻30 錢幣之用について言えば、『大學衍義補』の引用が目立ち、より広範で詳細な分析が必要であるが、その論調にも影響されている可能性がある。このような事実を一つ一つ掘り起こすことは、『類誌』成立の背景を明らかにするためにも不可欠であろう。

2.3. テクストについて

『類誌』の書誌解題は何種類か存在するが、いずれもこれが抄本としてしか伝わっていないことを指摘している[Gaspardone 1934: 31-32]

[Trần Văn Giáp 1990: 245-248] [山本 1975: 710]

[Phan Huy Chú 1957: xii] [Phan Huy Chú 1992(1): 9] [Phan Huy Chú 1972: xxxv]。以下に示すように、実は、印行本は存在するのであるが、何故か研究史の中では取り上げられていない。

表1は、『類誌』の各テキストの所蔵状況とその範囲を纏めたものである。ベトナムの漢文・字喃文献収集史を辿ると、フランス極東学院(Ecole française d'Extrême Orient)の活動がまず巨大な足跡を残したが[矢野 2010]、ここで収集された文献を中心とする、ベトナムおよびフランスの5機関の所蔵目録によると、現在『類誌』の抄本は、ベトナム漢喃研究院(Viện nghiên cứu Hán Nôm)に14部、フランス極東学院に1部、国家図書館(Bibliothèque nationale de France)に1部、アジア協会(Société Asiatique)に2部、ギメ美術館(Musée Guimet)に1部あることが知られる。ただし、完本はほとんどなく、それぞれ脱落部分があることが、この表からはみとれる[Trần Nghĩa 1993(2): 189-190] [劉春銀ほか 2002: 69]。

これ以外では、まずベトナム国家図書館の所蔵本(序および巻1~3のみ)がデジタル化されており、ウェブ上で閲覧することができる³。日本では、東洋文庫に2部[東洋文庫古代史研究委員会 1999: 28-29]、慶應義塾大学に1部[和田 1992: 169-173]あることが知られている。また東洋文庫には山本達郎博士の旧蔵本が寄贈されているが、2012年2月時点では整理中のため未公開である。おそらくこの他にも異本は存在すると思われるが、ここでは、その所在が一般に公表されているものを掲げるに留めた。

このような原資料の場合、国家図書館のよう

³ 漢喃古籍文獻典藏數位化計畫 <<http://nom.nlv.gov.vn/nlvnpf/vindex.php>> (参照 2012-02-28)

にデジタル公開されているもの以外については、まず収蔵機関に向いて閲覧するほかなく、また複写についても各種の制限が加えられていることが多いため、アクセスにはそれなりの困難が伴う。動くのはヒトであって、モノは基本的には動くことはない。一方、刊行物として一定数量の複製が流布しているのであれば、モノは動きやすくなる。つまり、ヒトが動かずとも、モノを取り寄せることは可能であり、資料へのアクセスは、こちらの方が断然容易になる。

念のため付言しておく、ここで「原資料」とした抄本群も、もとを辿れば原本の写しであるという意味において、後世の刊行物とその目的を同じくする。つまり、どちらもテキストへのアクセスを容易にするための複製であるが、抄本はまず技術上の問題で、複製作成の過程で必ず原本との差異が生ずる。更に言えば、原本が誤字のない完璧なものであったとは限らず、原本との異同は必ずしも文章の正誤とは一致しないと考えた方がよいであろう。また、抄本の多くにはそのテキスト生成にかかわるデータ（書誌情報）が記されていない。つまり、いつ誰がどこでどういう経緯でどの本を写して作成されたものであるかは、ほとんどの場合不明である。こうした事情に時の経過が加わることで、事態は益々混迷する。もとは同じ（はずの）テキストが、各抄本一点一点でそれぞれ異なることになる。その差異は、無意識的な同時代の慣行による文字の改変や単純なミスに起因する部分もあれば、原本（と見なされる本）の誤りを正そうという意識的な営為によるものも含まれるであろう。その結果、各抄本は、単なる複製と言うよりは、それぞれが歴史的な文脈の中で産まれたものとして、原本に準ずるものと見なすより他なくなる。一点一点をオリジナルな価値のあるものとして扱わざるを得ない。

一方、刊行物は、近代の印刷術・写真術による産物であるが、抄本との違いは、上述の生成段階で生じる差異がほぼ排除されること、基本的に書誌情報を付する約束になっていることである。そして、一点一点は、ある原稿（原本）の代替物に過ぎないものであり、従って、個々のモノとしての価値は落ちる代わりに、テキストへのアクセスは大幅に改善される。刊行物には必ず版下として「原稿」が存在するが、その種類に拠ってタイプ分けが可能である。

1. 版下として既成の原本を用いるタイプ。

これは、一般に「影印本」と呼ばれる。現代の画像データによるデジタル・アーカイブはこれの後継である。

2. 版下としてオリジナルの原稿を作成するタイプ。

ここでは、ある原本に忠実であることを旨とするとしても、一定の規格化が必ず行われる。例えば漢字文献を活版印行する場合、略字や俗字はある特定の文字のセットの枠内（例えば当用漢字、簡体字など）に収められるし、明らかな誤植は改められるであろう。刊本で言えば「翻刻」にあたる。青空文庫を始めとするテキストデータはこれの後継であると言える。

他言語への翻訳は、こうした文字レベルの変更とは次元を異にするように見える。しかし、例えば、誤植の訂正は明らかに、原文をなぞるのは別の次元、則ち、意味の次元に踏み込んでなければ不可能である。意味という秩序は、文字のセットという秩序と、はっきり区切ることとはできない。つまり、翻訳を、異本の一種と考えることは可能であろう。

次章において、校注テキストを提示するが、ここでは、残されたあらゆる抄本を参照し、各本の由来系統を分析した上で、底本を決めると

いう、通常の校訂で基本となる作業は厳密には行わず、アクセスの比較的容易な資料を用いることとする。そもそも『類誌』のテキスト研究が進まなかったのは、ひとつには量的に大部なこと、そして、参照すべき文献の多さを目前にしてのことであろう。『類誌』の本格的な校訂は他巻とも併せて他日を期するとして、本稿では上に述べた異本についての考え方も踏まえつつ、二つの作業をおこなう。

まず、字句の異同を逐一確認することにより、より原本に近いかたちを提示する。その際に、翻訳も利用する。残念ながら、各翻訳には原テキストに関する書誌情報が付されていないが、翻訳者が参照した原文を推定できる箇所は少ない。もうひとつは、関連する文献の提示である。これは潘輝注が参照した(と推定される)文献だけでなく、『類誌』と同様のソースを持つと推定される二次文献、そして、『類誌』を参照した文献も含む。これは、潘輝注の撰述過程を辿りつつ、彼の脳裏にあった『類誌』を復元するための作業である。

以下、校訂に使用した文献を掲げる。鍵括弧内は次章で用いる略称である。

a. 原文

「東本」：東洋文庫所蔵抄本(架蔵番号 X-2-38)。1930年代に印度支那河内駐在帝国総領事であった永田安吉が在任中に蒐集したもの。昭和9(1934)年11月6日付の寄贈印が見える。完本であるが各巻で字体が異なり、避諱の対象文字や方法も異なる。著者名表記も潘輝注、潘輝浩、潘輝皓、等各種あり、異なる由来を持つ抄本を合綴したものと思われる。

「SG本」：サイゴン大学律科大学において1950年代半ばに行われた研究プロジェクトの成果 [Phan Huy Chú 1957]。官職誌(巻13-19)、国用

誌(巻29-32)、刑律誌(巻33のみ)の漢文原文に、漢越音と現代ベトナム語訳を並記し、注釈を施したもの。避諱字は見られない。原テキストに関する情報は記されていないが、著者潘輝注の原本に近い由来を持つものであろう。なお同プロジェクトでは『國朝刑律』の翻訳も刊行されている [Luông Thần vv. 1956]。

「松本」：慶應義塾図書館松本文庫蔵抄本(架蔵番号 244:1:14)。葉数記載無し。黒墨および朱墨による修正があるが、黒墨は抄写時の訂正と見なすことにする。避諱は「東本」と部分的に共通する。詳細な書誌情報は [和田 1992: 169-173]。朱墨による修正は NP 本と一致する部分が多く、旧蔵者である松本信広博士が NP 本と対校して入れたものかもしれない。

「NP本」：ハノイで刊行されていた『南風雑誌 Tạp chí Nam Phong』94号(1925年4月)から176号(1932年9月)まで断続的に掲載したもの。巻首から巻32までをカバーする。文字の異同等の注記は無く、原本の情報、校勘の過程については不明。巻30 国用誌貨幣之用は第167冊17-21頁。上記3つの抄本との文字の異同は多い。

b. 翻訳

「RD訳」：Raymond Deloustal による国用誌のフランス語による訳注。 *Revue indochinoise* (1924-1925) と *Bulletin des amis du vieux Hué* (1932) に5回に分けて掲載された。貨幣之用は3回目の掲載 [Deloustal 1925: 59-78]。使用した原本に関する情報は記されていない。

「SG訳」：現代ベトナム語訳。上記の SG 本に対応する。漢越音への翻音もあり、原文の確定の際に参照した。

「HN訳」：1960年代初頭にハノイ大学史学科より出された現代ベトナム語訳 [Phan Huy Chú

1992]。史学院図書館および中央科学図書館にあった複数の抄本に依っており、部分的に文字の異同に関する注釈も含まれる。複数回にわたりハノイで復刻出版されており、最近では 2007 年に教育出版社が刊行している。今回使用したのは 1992 年に社会科学出版から刊行されたもの。

c. 関連文献

『全書』：『大越史記全書』 陳荊和による校合本を使用した [陳 1984-1986]。

『前編』：『大越史記前編』 東洋文庫蔵 (X-2-4)。

『綱目』：『欽定越史通鑑綱目』 台北の国立中央図書館から刊行された影印本を使用した。19 世紀末の成立であるが、『類誌』を多く引用していることでも知られる [Langlet 1990: 428]。

『善政』：『國朝詔令善政』 フランス極東学院旧蔵抄本 (A257)。東洋文庫にマイクロフィルムとして将来されたものを使用 (X-2-93)。字句に疑義のある部分は、『黎朝詔令善政』のタイトルでサイゴンから刊行された漢文、漢越音、ベトナム語訳並載本 [Nguyễn Sĩ Giác 1961] を参照した。

『増補』：『國朝善政始増補令』 フランス極東学院の抄本『各衙門勾差』 (A331) に附載。

『舊典』：『黎朝舊典』 フランス極東学院の抄本 (A333)。東洋文庫にマイクロフィルムとして将来されたものを使用した (X-2-131)。

『史略』：『大越史略』 陳荊和による校合本を使用した [陳 1987]。

『山居雜述』：18 世紀末成立。上海古籍出版社刊行の越南漢文小説集成 17 を使用した。原本はフランス極東学院の抄本 (A822)。校点は孫菊園。

『抑齋集』：嗣德戊辰 (1868) 年刊本 福溪原本。

東洋文庫蔵 (X-4-7)。サイゴンで刊行された漢越並載本 [Nguyễn Trãi 1971-1972] を参照した。

『通史』：『大越通史』 黎貴惇撰。サイゴンで刊行された漢越並載本 (原文は考古院蔵書 VS-15) を使用した [Lê Quý Đôn 1973]。

『芸臺類語』：黎貴惇撰 台大出版中心の東亜儒学資料叢書 (A141 の影印本) を使用した。

3. 校注稿

【凡例】

・底本は東本を用い、SG 本・松本・NP 本と対校した。専ら異文の列举に努め、明らかな誤字以外は極力改字していない。

・現代ベトナム語訳 (SG 訳・HN 訳) およびフランス語訳 (RD 訳) は、字句の確定に関わる部分について適宜参照した。

・字句の異同については、本文中にアスタリスク (*) を付し、右に詳細を記した。

・『類誌』が典拠にしたと思われる文献、『類誌』と同じ典拠を持つと見られる文献、『類誌』を参照・引用したと見られる文献については、脚注に原文を示した。

・貨幣制度の理解に直接関わる内容については、脚注に關係文献を掲げた。

・ベトナム年号に付した西暦は参考に供するものであり、精確な暦の対照はおこなっていない。

・避諱文字は本字に戻し、俗字は原則として正字に修正した。詳細は本稿末尾の表 2 参照。

・割注は丸括弧内に入れた。

歷朝憲章類誌卷之三十

臣潘輝注著

國用誌

錢幣之用¹

李太宗明道元年²、鑄^{*}明道錢。

NP本「鑄」作「初鑄」。

二年³、復鑄^{*}明道錢、頒賜^{*}文武臣僚。

松本「鑄」作「著」
松本「臣僚」作「臣官僚」、綱目「文
武臣僚」作「百官」。

陳太宗建中二年⁴、定錢法。詔民間使用^{*}省陌錢六十九

NP本「省陌錢」作「省錢陌」。

文、上供錢陌七十文。

裕宗大治三年⁵、鑄大治通寶錢。

按李陳相傳、數百餘年之間、當是每君必鑄一錢、以

通民用。但載籍闕畧、其詳不可復考、姑錄^{*}其見於史

NP本「錄」作「錄」。

者一一以誌之云⁶。

SG本・松本・NP本「一一」作「一
二」。HN訳"môt vại điếu"、原文
「一二」か。

順宗光泰八年⁷、初行通寶會鈔。其法十文幅畫藻、三十

文幅畫水波、一陌畫雲、二陌畫龜、三陌畫麟、五陌畫

NP本「五陌」作「四陌」。RD訳「五
陌」注"Le H. c. porte erreur 4
tiên"、原文「四陌」。『山居雜述』
1「五陌」作「四陌」。

鳳、一緡畫龍。偽造者死、田產沒^{*}官。印^{*}成、令人換錢、

松本「沒官」作「入官」。NP本「沒
官」作「沒入官」。前編「沒官」
作「及官」。

前編「印」作「甲」。

每錢一緡取鈔一緡二陌。^{*}禁絕銅錢、不得私藏私用、並收入京城鰲池、及各處治所。犯私藏銅錢、與^{*}偽造寶鈔罪同。

按、鈔法始於宋高宗時⁸。女直以銅少、循宋交子法、

造交鈔引。^{*}一貫二貫三貫五貫十貫五等謂之大鈔、一

百二百三百五百七百五等謂之小鈔。以七年爲限、納

舊^{*}易新。諸路置交鈔庫官受之。（鈔制、外爲闌、作

花紋、其衡書貫例、左書號⁹、右書料¹⁰。其外篆書

曰、「偽造者斬、告捕者賞」、衡闌下書中都交鈔庫、准

尚書戶部文移、及納錢換鈔、納鈔換錢等官司。四圍

畫龍鶴爲飭。）蓋在唐謂之券¹¹、在宋謂之交會、而

至今始名爲鈔、皆是以昏爲之、或用桑皮、印以字紋

、用以代錢、貿易使之流通。陳末所造會鈔、其法蓋

本諸此。然鈔之爲物、不過寸尺之楮、其費直三五文、

而以易人五六百錢之物、固非折衷之道、且使人之藏

松本「禁絕銅錢」作「禁錢銅」。

前編「偽」作「傷」。

SG本「一貫貳貫參貫五貫拾貫」。

松本「易」作「納」朱「換」。

NP本「制」作「法」。

SG本「料」作「科」。HN 訳"Khoa, tức là bộ, như chữ Pháp série."、原文「科」。RD 訳"...et à droite les conditions d'émission (?科) ."、原文「科」。

松本「篆」作「傳」。

松本「衡」作「行」。

松本「准尚書」作「準賞書」。

NP本「龍鶴」作「龜龍鶴」。

松本「今」朱作「金」。HN 訳"...đến đời Kim mới gọi là sao,..."原文「金」か。

松本「紋」作「文」。

SG本・松本「寸」作「方」。HN 訳"tiền giấy chẳng qua chỉ là mảnh giấy vuông"原文「方」か。

NP本缺「人」字。

者、易於壞裂、而詐偽之起、自不能窮、殊非所以平
物價而通民用者^{*}。季犛不究利害之本、惟慕創置之虛
名、而常行貨錢、遽即壅遏、徒使民之駭聞者警警滋
撓、又豈足以爲治平之制度哉^{*}。

黎太祖順天元年¹²、鑄順天通寶錢、以五十文爲一陌¹³。

二年¹⁴、指揮中外臣僚^{*}、會議錢法。詔曰、夫錢者乃生

民之血脉、不可無也。我國家本產銅穴、經被胡人銷毀¹⁵、

百僅一存。至今軍國之務、屢爲匱乏、求其流通使用^{*}、

以順民情、豈不難哉。昨有尚書陳言^{*}、使以鈔代錢^{*}。朕

夙夜思惟^{*}、未得其道。蓋鈔者乃無用之物¹⁶、無可相權^{*}、

何者爲最。其令大臣百官及中外達時務之士、各議錢例^{*}、

以順民情、庶乎不可以一人之所願、而強千萬人之所不

欲、以爲一代之良法。不可不早定其議以奏、朕將親擇而

施行焉。

按黎初開創、承明人霸占之後、地產空虛、民用缺乏^{*}、

松本・NP本「者」作「也」。

NP本缺「以」字。

松本・NP本・全書「指」作「旨」。
NP本「臣」作「官」。

SG本「流通」作「通流」。抑齋集
「流通」作「疏通」。

松本・全書・抑齋集・通史「尚書」
作「上書」。SG訳・HN訳"dang thu"
原文「上書」か。

NP本缺「使」字。

NP本「惟」作「此」。

通史「權」作「關」。

松本「臣」作「夫」。

抑齋集「強」作「疆」。

松本缺「人」字。

故當時經畫、思充國計、汲々於錢法之議。欲增鑄造、
則苦於無銅、欲行鈔法、則嫌於難用。一番計慮、徒
費詢諮、而卒亦未有以爲便民之善策也。愚嘗思之、
以爲天下之患、不在於少錢、而在於乏食。蓋錢者無
用之器、唯以交易貨遷、爲一時權宜之制、而民之所
以生者、固未嘗由於此也。漢人有曰¹⁷、「民可百年
無錢、不可一日有饑。」夫苟能民穀多而物裕、則錢
數雖少、物價愈平、又何有不足之可慮哉。古者商周
以前、論賦者皆以穀粟爲本。當時貢賦制祿、用錢幣
者甚少、而國給民富、未聞匱乏之憂者、則知利用之
道、固不係乎錢數之多寡也。自夫秦漢以下、始一以
錢幣爲用、迨其失於不中、則有如緹圓（劉宋錢）、鵞
眼（元魏錢）之過輕、半兩（漢武錢）、當千（吳孫氏
錢）之過重、而百物遂有壅遏不行之患矣。夫錢之爲
用、固不可以或闕。然使其本於穀粟、不專靠用如此、

松本「造」作「錢」。

松本「行」作「用」。

松本・NP本「諮」作「咨」。
SG本缺「嘗」字。

松本「器」作「物」。
SG本「唯」作「准」、松本・NP本
「唯」作「惟」。

NP本「未嘗由於此也」作「未常由
此也」。

NP本「錢」作「貨」、後漢書作「貨」。
後漢書「日」作「朝」。

松本・NP本「能民」作「能使民」。
NP本缺「數」字。

NP本「物」字前有「而」字。

NP本缺「有」字。

東本「論」原作「諭」、據他本改。

松本・NP本「賦」作「財賦」。

NP本「幣」作「帛」。

松本「未聞匱乏之憂者」作「未聞
有匱乏憂者」、NP本作「未聞有
匱乏之憂也」。

NP本「知利用之道」作「雖制用之
道」。

松本・NP本・RD訳「緹圓」作「緹
環」。HN訳"tuyên hoàn"原文「線
環」か。

松本・NP本「如」作「於」。

而交易之際、又別爲通融之法、則其百物流通、當自

不憂於^{*}虧^{*}乏也。有國者誠能體古人之遺意、制賦頒

祿、一皆以穀粟定之、而百貨貿易、則以折銀參用、

使與錢文並行、固亦不必於多鑄、而亦不須於用鈔、

自可以通民用而^{*}順人情矣。當時之^{*}議未嘗及此、愚^{*}故

因而論之。

太宗紹平元年¹⁸、禁揀斥銅錢。^{*}指揮京城及^{*}諸府路縣州

社册村庄等、嗣後錢文破缺、猶穿得緡貫者、卽當流通使

用、不得拒斥。違拒揀擇同罪¹⁹。國初以來、數經嚴禁

拒斥、而庫吏徵收^{*}常揀好錢、民間禁不能止、故有是令。

六年²⁰、定緡陌文數、以六十文爲一陌²¹。

聖宗洪德十七年²²、^{*}禁揀錢。勅旨云、泉貨之用、貴於

上下流通、府庫之儲、貴於長久無弊。繼今內外各衙門、

追徵公私贓罰、及度支檢收各項錢、應入公庫儲積者、^{*}

並宜選取真銅錢、雖^{*}輪郭少缺、係是真銅²³、穿緡猶著

NP本「虧」作「貧」。

SG本缺「有」字。

松本「順人情」作「順於人情」、
NP本作「順民情」。

松本「議」作「後」。

松本「故」作「固」。

松本・NP本「指」作「旨」。

松本「諸府路縣州社册村庄等」作
「諸路府縣州社村庄等」。NP本「諸
府路」作「諸路府」。全書「州社
册」作「册社」。

NP本「常」作「嘗」。

松本缺「數」字。

NP本「禁揀錢」作「禁揀斥銅錢」

全書「公」作「官」

東本・SG本「輪」原作「輸」、摺
他本改。

者、一體收用、不得拒斥苛揀²⁴。

神宗永壽元年²⁵、禁揀斥銅錢。國初成法、洪德・光順

及各錢通用、取其簡便易行。中興以來、公私收納交易、

頗多揀斥。至是復申禁令、凡官民買賣通用銅錢、并納季

^{*}稅各禮錢、並用古錢各銅使錢各銅²⁶、除鉛錫鋼鐵及破

缺外、不得雜用。其餘有銅字者、皆當取用、不得精用揀

擇。違者許見知并買賣人、及各社訴告該衙門、查實、

輕者發落、重者貶徒。又申禁雜用錢幣、凡鉛錫鋼鐵破

缺等項錢、並不得用、如某員人有這項錢者、皆當消毀、

無得積貯流弊。違者許見知投告論罪^{*}。

按、錢文之鑄不得其中、則濫薄之弊所不能免。以之

貿易、人情孰不惡醜而求好^{*}。而況季稅所供徵收者、

往往精揀以爲功課、則雖設令嚴禁、而民間揀斥之弊

亦難止矣。要之爲策、莫若於鑄造之時、詳加稽刷、

凡新舊醜錢、悉令收納消毀更鑄^{*}、使輕重得衷、大小

SG本缺「揀」字。

松本「稅」作「錢」。

善政「各社」作「社民」。

東本・SG本「錢幣」原作「錢弊」、
SG訳"tièn nát" (ぼろぼろの錢)。

HN訳"tièn têt" (錢幣)。松本・NP
本・善政・HN訳により改字。

善政「用」作「雜用」。

松本「消」作「銷」。

松本「罪」作「行」。

NP本「求好」後有「耶」字。

SG本「況」作「免」。松本缺「況」
字。

NP本「消」作「銷」。

一律、以之流通、方可以宜民而利用也。

五年²⁷、禁盜鑄錢令。該官有奉令鑄者、嚴戒暗曉鑄

錢各社、不得雜鑄鉛錫諸錢。仍令在內提領府尹、在外

承憲二司體察、如見某坊民有盜鑄錢、據許實贓解納論

罪。

六年²⁸、再申禁令、某官民有鉛錢並應消毀、不得貯用

買賣。凡該暗曉民、宜懲戒本民、不得盜鑄鉛錫鋼鐵雜

錢。其內畿各市萬津、許提領體察、在外各處、許二司

轉送屬內官吏體察。

玄宗景治元年、禁鉛錢。令官民收納消毀、每鉛錢一緡、

發還古錢二陌。

按、鉛錢之禁、累經申飭、而盜鑄不止。至是復有收

納消毀之令。蓋鑄錢之柄、委之暗曉小民、因得以竊

利於其間、隱微鑄造、固非法之所能禁也。昔漢法令

天下得鑄錢、敢雜以鉛錫者其罪黜。賈生以爲²⁹、「鑄

松本「盜」作「造」。

松本・NP本「該官」作「該鑄官」。

松本「戒」作「禁」。

NP本・善政「暗」作「諳」。

善政「提」作「題」。

松本缺「坊」字。

NP本「據許」作「許據」。

NP本「消」作「銷」。

NP本「該暗曉民」作「該諸諳曉民」、
善政作「該諳曉鑄民」。

善政「雜錢」作「雜惡錢」

松本・NP本・善政「萬」作「瀉」。

NP本「二司」作「承憲二司」。

NP本「消」作「銷」。

SG本「二」作「一」。

NP本「消」作「銷」。

NP本「蓋」作「雖」。

NP本「委之暗曉」作「委於諳曉」。

松本「微」作「徵」。

SG本「固」作「因」。

松本「得鑄錢」作「鑄錢」。

松本・NP本「錫」作「鉄」。

松本「不可得贏」作「不可贏」。

NP本缺「細」字。

東本・SG本「造幣」原作「造弊」、

錢非殺雜爲巧、則不可得贏。今令細民操造幣之勢、
各隱屏而鑄作、因欲禁其厚利微奸、雖黥罪日報、其
勢不止。」此誠切當之論。惟當嚴鑄造之法、以官銅
發工、以王人監督、無令民得以營利於其間、則私鑄
不起、而雜鑄之弊方可革也³⁰。

顯宗景興元年³¹、定銀錢通融法。中興以來、天下專

用錢幣、銀非稱鎰不用、價稍下賤。及兵興多用銀給

餉、商人益減其價、兵食遂梗。乃命所司平市價、

銀錢通用。其銀子許割爲逐斤、重一兩者當古錢二

貫、重一錢者當古錢二陌。凡物價自二陌以上、許通

融交易。市置長、辨真假買賣之。於是低昂得平、富

商無所牟其利。

二年、禁揀斥鉛錢³²。時鑄錢大小不一、頗多濫薄。徵

收者揀斥太嚴、民間不分大小、槩指爲醜、貿易不通。乃

命行通融法、凡鉛錢完體無缺漏者、公私並當通用、惟破

松本「造弊之勢」朱作「造幣之柄」、NP本作「造幣之柄」、HN
訳"quyền đúc tiền" 原文「造幣之柄」か。拠 NP本・漢書・大學衍
義補・HN訳改作「幣」。

NP本「微」作「爲」。

NP本「民」作「人」。

SG本「鑄」作「錢」。

綱目「銀錢」作「錢銀」。

全書「幣」作「弊」。

NP本「咱」作「聽」。

NP本「用」作「行」。

NP本「割爲逐斤」作「割爲逐片」。

松本「之」後有「政」字。

松本・NP本「時」後有「始」字。

SG本「鑄錢」作「錢鑄」。

NP本「毀」作「壞」。

松本「納入」作「納分入」。

*
毀缺裂、方許納入奉差官、換取通用錢半分。

三年³³、申嚴揀錢法。令分鉛錢爲二等、其稍大而完體

無缺者、咱得通行買賣、其細小缺破不堪用者、咱納入換

取好錢。每醜錢一貫、發還好錢五陌。其納入者仍付再

鑄流布、以通貨財。

四年、禁盜鑄及換醜錢。時令收鉛錢、醜者改鑄、而奸

人緣弊、盜鑄頗多。又諸收發者、陰以好錢換醜錢、換少

得多、易入官庫、致錢行頗多醜弊。乃復加嚴禁、許告盜

鑄錢得實者、賞職二次、告換醜錢得實者、賞職二次。其

盜鑄錢及換錢者、並從重罪論。

六年、禁揀擇舊錢。初始鑄小錢、經加嚴禁。民間以元通

新錢與舊錢形樣相似³⁴、因一切揀斥、貿易不通。乃令

凡始鑄景興・太平・元通・舊・大・小各字³⁵、無甚缺

裂者、並皆通用。其徵收上進各號、及內外各衙門、預有

制祿口分、乃至坊庸民間、無得揀擇。某人違禁揀斥、

松本缺「醜」字。

松本「鉛」作「始」。

NP本「錢」作「醜錢」。

NP本「乃作」及」。

東本「庸」原作「庫」、拋他本・誤改。

自一文以上、隨錢數多少、官司以罰論、民間以笞杖論³⁶。

按景興初、以兵興需費、鑄錢頗廣。但監作營利求贏、

造鑄之間、殊多小錢濫薄、故行之民間、不免滋敝。

雖屢經禁嚴、而揀擇不止、則以過輕之不能便用也。

考諸古錢之制、惟唐開元通寶錢、最為得中、十錢重

一兩、每一錢重二銖半、大小適宜、實為可法。我越

諸舊錢、惟洪德光順猶近此制、餘者多失輕薄、故行

之不能無弊。求其製造定準、則當遠取開元、近法

洪德、然後得輕重之宜、而方可以便民用也。

二十一年、許山西鎮開場鑄錢。時鎮守潭春域啓乞招集

客商、開場鑄作、仍准許領錢樹四株回鎮、隨便開場鑄

鑄、待母樣成啓納、議定稅例。

按山西開鑄之後、自此諸鎮皆有錢場。鑄造既多、貨

幣廣布、當時民用流通、所以無錢荒之患也。但以鑄

作之權、一委客商、其法未為盡善。何者彼既獲自操

NP本「鑄」作「錢」。

SG本「小」作「少」。

SG本缺「敝」字。松本・NP本「敝」作「弊」。

松本「禁嚴」作「嚴禁」。

東本「最」原作「量」、拋他本・訊改。

NP本「失」後有「之」字。

松本「製」作「創」、NP本作「制」。

NP本「法」作「取」。

SG本缺「守」字、空角、翻音"quan"「官」。

NP本「潭」作「譚」。

松本・NP本「准」作「準」。

NP本「鑄鑄」作「鑄作」。

NP本缺「母」字。

松本「錢」作「鑄」。

松本「既」作「即」。

SG本「幣」作「弊」。

松本「患」作「弊」。

SG本「一」作「壹」。

其柄、則其隱奸計圖厚利、得以恣出入於其間、利孔
四散、而上人不能收。殆賈山所謂使與人主共操柄³⁷、
此豈國家之利者。^{*} 唯當使鑄造之事一出於上、命官開
場監督其役、時出官銅發鑄、計直還工。諸有私本者、
許照價定稅。謹鑄造之式、嚴假雜之禁、如此則客商
不能營利、而權歸公上、可以免惡薄醜濫之弊矣³⁸。

NP本缺「者」字。
松本・NP本「唯」作「惟」。

表2. 異体字

【避諱文字】			【異体字】		
宗	尊	東本	歡	虧	東本、SG本
時	辰	東本、松本	體	体	東本、SG本、松本
洪	鴻	東本	令	尙	松本
實	寔	東本、松本	衷	衷	東本、SG本、松本
【異体字】			賊	賊	東本、SG本、松本
於	於	東本	解	解	東本、SG本、松本
過	過	東本 SG本	竊	窃	東本、SG本
遺	遞	東本	能	能	松本
議	謨	東本	報	報	東本、SG本
欲	歛	東本、SG本	漏	沪	松本
缺	缺	東本、SG本	咱	聽	NP本
霸	擗	東本 松本	職	戔	東本、SG本
難	雉	東本、SG本	從	從	松本
遷	迂	東本、SG本	盡	尽	東本
			獲	狝	東本、SG本
			還	还	東本

【引用・参考文献】

和文・中文

- 小島浩之 2007a 「東京大学大学院経済学
研究科の古貨幣・古札について」『中國
出土資料學會會報』34: 1-4
- 小島浩之 2007b 「古貨幣・古札・画像デ
ータベース」『漢字文献情報処理研究』
8: 176-179
- 慶應義塾大学言語文化学研究所
1961-1981 『大南寔録』20冊
- 吳籌中 1998 『中國紙幣研究』(錢幣叢書/
上海市錢幣學會編) 上海古籍出版社〔
簡体字〕
- 桜井英治 2007 「貨幣のダイナミズム」鈴
木(編)『貨幣の地域史』311-344頁
- 桜井由躬雄 1987 『ベトナム村落の形成』
創文社
- 櫻木晋一・大内俊二 2008 「フィッツウィ
リアム博物館所蔵ベトナム貨幣につい
て」『出土錢貨』28: 46-56
- 昭和女子大学国際文化研究所 2008 『昭和
女子大学国際文化研究所紀要12: ベト
ナム北部の一括出土錢の調査研究』
- 鈴木公雄(編) 2007 『貨幣の地域史』岩
波書店

- 陳荊和（編校） 1984-1986 『校合本大越史記全書』 3 冊 東京大学東洋文化研究所附屬東洋學文献センター
- 陳荊和（編校） 1987 『校合本大越史略』 創価大学アジア研究所
- 土屋喬雄ほか 1955 「経済学部所蔵古貨幣コレクションに関する座談会記録」『経済学論集』 23（2）：130-157
- ティエリー，フランソワ；中島圭一・阿部百里子（訳） 2009 「黎朝（1428-1789）下のベトナムにおける貨幣流通」『出土銭貨』 29: 54-
- 東洋文庫古代史研究委員会 1999 『東洋文庫蔵越南本書目』
- 富永昌良 2002;2006 『穴銭入門 手類銭考』 上中下巻 静岡いづみ會
- 廣木由美子 2009 「ベトナム北部における一括出土銭の調査成果」『出土銭貨』 29: 73-78
- ホアン・ヴァン・コアン；阿部百里子（訳） 2008 「ベトナム・ビンディン省の貿易港デージーで発見された西山朝銭」『出土銭貨』 28: 85-88
- 三浦吾泉（編） 1976 『安南泉譜：手類銭部』 改訂増版
- 三宅俊彦・菊池誠一 2009 「ベトナム北部の一括出土銭の調査：ベトナム中・近世貨幣流通の実態解明に向けて」『東南アジア：歴史と文化』 38: 209-221
- 矢野正隆 2010 「ベトナムの漢字・字喃文献」『漢字文献情報処理研究』 11: 163-169.
- 山本達郎 1953 「パリ国民図書館所蔵安南本目録」『東洋學報』 36（1）：87-107.
- 山本達郎 1954 「パリー亜細亜協會所蔵安南本目録」『東洋文化研究所紀要』 5: 310-352.
- 山本達郎（編） 1975 『ベトナム中国関係史』 山川出版社
- 劉春銀ほか主編 2002 『越南漢喃文獻目錄提要』 中央研究院中國文哲研究所
- 劉森 1993 『宋金紙幣史』 中國金融出版社 [簡体字]
- 和田正彦 1992 「松本信廣博士将来の安南本について（上）：慶應義塾図書館・松本文庫所蔵安南本解題」『史学』 62

(1-2) : 165-183

越文・欧文

- Deloustal, Raymond; Maître, Claude Eugène. 1908. La justice dans l'ancien Annam (Livres XXXIII-XXXVIII Lich triều hiến chương loại chí). Livre XXXIII. *Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient* 8(1-2): 177-220.
- Deloustal, Raymond. 1909. La justice dans l'ancien Annam : traduction et commentaire du Code des Lê : livre I, 1ère partie (H. G., Livre XXXIV). Noms et règles des peines. *Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient* 9(1): 91-122.
- Deloustal, Raymond. 1924. Ressources financières et économiques de l'État dans l'ancien Annam : Quốc dụng chí. *Revue indochinoise* 27(9-10): 191-227; 27(11-12): 381-414.
- Deloustal, Raymond. 1925. Ressources financières et économiques de l'État dans l'ancien Annam : Quốc dụng chí. *Revue indochinoise* 28(1-2): 59-78; 28(3-4): 281-303.
- Deloustal, Raymond. 1932. Ressources financières et économiques de l'État dans l'ancien Annam : Impots des monopoles et règles en matière de perception. *Bulletin des Amis du Vieux Hué* 19(2): 157-218.
- Gaspardone, Emile. 1934. Bibliographie annamite. *Bulletin d'Ecole française d'Extrême Orient* 34: 1-172.
- Langlet, Philippe. 1990. *L'ancienne historiographie d'état au Vietnam. tome 1. Raisons d'être, conditions d'élaboration et caractères au siècle dans Nguyễn*. Paris: Ecole française d'Extrême Orient.
- Lê Quý Đôn; bản dịch của Trúc Viên Lê Mạnh Liêu. 1973. *Đại Việt thông sử* 大越通史. Saigon: Bộ văn hoá giáo dục và thanh niên, Ủy ban dịch thuật.
- Lưỡng Thân, Cao Nãi Quang, phiên âm và dịch nghĩa; Nguyễn Sĩ Giác, nhuận sắc; Vũ Văn Mẫu, đề tựa. 1956. *Quốc triều hình*

- luật : hình luật triều Lê*. Saigon: Việt Nam Đại học viện, Trường Luật khoa Đại học.
- Nguyễn Sĩ Giác, phiên âm và dịch nghĩa; Vũ Văn Mẫu, đề tựa. 1961. *Lê triều chiếu lệnh thiện chính*. Saigon: Đại học viện Saigon, Trường luật khoa đại học.
- Nguyễn Trãi; Hoàng Khôi, bản dịch. 1971-1972. *Ức Trai tập*. 2 tập. Saigon: Phủ quốc vụ khanh Đặc trách văn hoa, Ủy ban dịch thuật.
- Ouchi Shunji; Sakuraki Shinichi; Blackburn, Mark. 2008. Vietnam coins in the Fitzwilliam Museum, Cambridge. 『下関市立大学論集』 52 (1-2) : 115-128.
- Phan Huy Chú; Lương Thần, Cao Nãi Quang, phiên âm và dịch nghĩa; Nguyễn Sĩ Giác, nhuận sắc; Vũ Văn Mẫu, đề tựa. 1957. *Lịch triều hiến chương loại chí*. Saigon: Đại học Saigon, Trường luật khoa đại học.
- Phan Huy Chú; Nguyễn Thọ Dực, bản dịch. 1972. *Lịch triều hiến chương loại chí*. Tập 1. Quyển thủ, quyển 1-5: Dư địa chí. Saigon: Ủy ban dịch thuật, Phủ quốc vụ khanh đặc trách văn hoá.
- Phan Huy Chú; Nguyễn Thọ Dực, bản dịch. 1973a. *Lịch triều hiến chương loại chí*. Tập 2 (thượng). Quyển 6-8: Nhân vật chí. Saigon: Ủy ban dịch thuật, Bộ văn hoá giáo dục và thanh niên.
- Phan Huy Chú; Nguyễn Thọ Dực, bản dịch. 1973b. *Lịch triều hiến chương loại chí*. Tập 2 (hạ). Quyển 9-12: Nhân vật chí. Saigon: Ủy ban dịch thuật, Bộ văn hoá giáo dục và thanh niên.
- Phan Huy Chú; Nguyễn Thọ Dực, bản dịch. 1974a. *Lịch triều hiến chương loại chí*. Tập 4. Lễ nghi chí. quyển 20-25. Saigon: Ủy ban dịch thuật, Bộ văn hoá giáo dục và thanh niên.
- Phan Huy Chú; Nguyễn Thọ Dực, bản dịch. 1974b. *Lịch triều hiến chương loại chí*. Tập 9. Văn tịch chí. quyển 42-45. Saigon: Ủy ban dịch thuật, Bộ văn hoá giáo dục và thanh niên.
- Phan Huy Chú; Tô phiên dịch, Viện sử học Việt Nam, phiên dịch và chú giải. 1992(1960). *Lịch triều hiến chương loại chí*. 3 tập. Hà Nội: Nhà xuất bản Khoa học xã hội.
- Phan Huy Lê. 1999(1994). Phan Huy Chú (1782-1840), cuộc đời và sự nghiệp. *Tìm về cội nguồn*. vol.2, pp.693-712. Hà Nội: Nhà xuất bản Thế giới.
- Trần Nghĩa; Gros, François, đồng chủ biên. 1993. *Di san Hán Nôm Việt Nam thư mục đề yếu*. 3 tập. Hà Nội: Nhà xuất bản Khoa học xã hội.
- Trần Văn Giáp. 1938. Les chapitres bibliographiques de Lê-qui-Đôn et de Phan-huy-Chú. *Bulletin de la Société des Études Indochinoises*. Nouvelle serie 13 (1) : 15-214.
- Trần Văn Giáp. 1990. *Tìm hiểu kho sách Hán Nôm : nguồn tư liệu văn học, sử học Việt-Nam : có phân tích và phê phán một số sách cần thiết : Thư tịch chí Việt Nam*. Hà Nội : Nhà xuất bản khoa học xã hội
- Truong Đình-Hoè. 1986. Inventaire n° 1 : fonds Hán-Nôm de l'EFEO (Paris). *Bulletin de l'Ecole française d'Extrême-Orient*. 75: 270-294.
- Whitmore, John K. 1983. Vietnam and the Monetary Flow of Eastern Asia, Thirteenth to Eighteenth Centuries. In *Precious Metals in the Later Medieval and Early Modern Worlds*, ed. by J.F. Richards, pp. 363-393. Durham, N.C.: Carolina Academic Press
- (やの まさたか : 東京大学大学院経済学研究科特任助教・経済学部資料室員)

¹ 東本・SG本・松本「幣」作「弊」。松本は朱で「幣」とする。SG訳"Mục tiền tệ"、HN訳"Cách dùng tiền tệ"、"tiền tệ"は「錢幣」の漢越音。東本も巻首および目録は「錢幣」とする。以上により改字。ただし、この篇名を記す巻 29 は東本 SG 本ともに「錢弊」としていること、また、潘輝注が全体の論調として錢の弊害を強調していることは注意しておいてよいと思われる。

² 『史略』2 壬午[1042]年 11 月條、『全書』本紀 2 壬午[1042]年冬 10 月條。

これ以前の錢關係記事としては、黎大行天福 5[984]年に「天福錢」を鑄造した（『全書』本紀 1）ことが伝わるのみである。

³ 『全書』本紀 2 癸未明道 2[1043]年條、『綱目』正編 3 同年條。

⁴ 『全書』本紀 5 丙戌建中 2[1226]年冬 10 月後條、『綱目』正編 6 同年條。

⁵ 『全書』本紀 7 庚子 3[1360]年春 2 月條、『綱目』正編 10 同年月條。

⁶ 建中 2[1226]年以降の『類誌』に採録されていない錢關係記事。

『全書』本紀 6「癸亥十年[1323]...冬十一月、鑄鉛錢。」

『全書』本紀 6「甲子開泰元年[1324]...冬十二月、禁鉛錢。」

⁷ 『全書』本紀 8「丙子九年[1396]...夏四月、初行通寶會鈔。印成、令人換錢、每錢一緡取鈔一緡二陌。其法十文幅畫藻、三十文幅畫水波、一陌畫雲、二陌畫龜、三陌畫麟、五陌畫鳳、一緡畫龍。偽造者死、田產沒官。禁絕銅錢、不得私藏私用、並收入京城鰲池、及各處治所。犯之者、罪如之。」

『前編』本紀 9「丙子九年...。夏四月、初行通寶會鈔。（其法十文幅畫藻、三十文幅畫水波、一陌畫雲、二陌畫龜、三陌畫麟、五陌畫鳳、一緡畫龍。偽造者死、田產及官。甲戌、令人換錢、每錢一緡取鈔一緡二陌。禁絕銅錢、不得私藏私用、並收入京城鰲池、及各處治所。犯私藏銅錢者、與傷造寶鈔罪同。）」

『綱目』正編 11「丙子九年...。夏四月、初行通寶會鈔。少保王汝舟建議、請更定制度、季犛從之。乃定鈔法。其法十文畫藻、三十文畫水波、一陌畫雲、二陌畫龜、三陌畫麟、五陌畫鳳、一緡畫龍。偽造者罪死、田產沒官。印成、令民換錢、一緡取鈔一緡二陌。銅錢禁絕不得用、竝以輸官、有私藏私用者罪、與偽造寶鈔同。」

『全書』『前編』『綱目』ともに繫年は光泰 9[1396]年。おそらく『類誌』引用時の誤りであろう。異なる字句はあるが、文章構造から見て『前編』を写したものと思われる。

⁸ 『金史』48 食貨志 3「初、貞元間既行鈔引法、遂設印造鈔引庫及交鈔庫、皆設使・副・判各一員、都監二員、而交鈔庫副則專主書押・搭印合同之事。印一貫・二貫・三貫・五貫・十貫五等謂之大鈔、一百・二百・三百・五百・七百五等謂之小鈔、與錢並行、以七年爲限、納舊易新。猶循宋張詠四川交子之法而紓其期爾、蓋亦以銅少、權制之法也。...[中略]...。交鈔之制、外爲闌、作花紋、其上衡書貫例、左曰「某字料」、右曰「某字號」。料號外、篆書曰「偽造交鈔者斬、告捕者賞錢三百貫」。料號衡闌下曰「中都交鈔庫、准尚書戶部符、承都堂割付、戶部覆點勘、令史姓名押字」。又曰「聖旨印造逐路交鈔、於某處庫納錢換鈔、更許於某處庫納鈔換錢、官私同見錢流轉。」

『大學衍義補』27 銅楮之幣「金循宋四川交子法、置交鈔。自一貫至十貫五等謂之大鈔、自一百至七百五等謂之小鈔。以七年爲限、納舊易新。其後罷七年厘革之限、字有昏者方換之。（交鈔之製、外爲闌、作花紋其上、衡書貫例、左書號、右書料、其外篆書曰「偽造者斬、告捕者賞」、衡闌下書、中都交鈔庫準尚書、戶部文移、及納錢換鈔、納鈔換錢等官司、四圍畫龍鶴爲飾。）臣按、楮幣在唐謂之券、在宋謂之交・會、而鈔之名則始於此、今世鈔式蓋權輿於茲雲。考宋之交・會、南渡後取紙於徽池、猶是

別用紙爲之、而印文書字於其上、金元之鈔則是以桑皮就造爲鈔而印以字紋也。」

この二書については、『類誌』巻首凡例に「一、所引証、北書、周禮、二十一史、文獻通考、大學衍義補、大清刑律諸部。其餘引用我國史書目錄、具在文籍誌、不復贅述。」とあり、引用文献として掲げられている。文章の構造からすると『大學衍義補』を基に、『金史』食貨志等で修正したか。

⁹ 『金史』48食貨志3「左曰某字料、右曰某字號」とあり、左右が逆になっている

¹⁰ 現物写真では左に「字號」右に「字料」と見える[劉森 1993: 図7,10-16; 219-223][吳籌中 1998: 13-14]。贗品に「料」でなく「科」字を用いるものが多いとの指摘もある[吳籌中 1998: 7]。

¹¹ 以下『大學衍義補』27の「臣按...」に拠ると思われる。

¹² 『全書』本紀10戊申順天元年[1428]閏4月條。

¹³ 『全書』本紀10戊申順天元年[1428]12月22日條。『通史』2同年月條。

『綱目』正編15「戊申黎太祖高皇帝順天元年...。十二月...。鑄順天通寶錢。初陳建中間例定錢一陌六十九文爲間用、七十文爲正用。至是定五十文爲一陌。○會錢荒有上書、請以鈔代錢。遂詔大臣百官會議施行。詔略曰、古銅錢經被胡人銷毀、百僅一存。至今軍國之務、屢形匱乏、求其流通以便民用、豈不難哉。昨有上書、請以鈔代錢。朕夙夜思惟、未得其要。蓋鈔乃無用之物、行於有用之民、甚非愛民用財之意、其令詳細妥議。」

¹⁴ 『全書』本紀10「己酉順天二年[1429]...。秋七月五日、旨揮大臣百官中外文武臣僚等、會議錢法。詔曰、夫錢乃生民之血脉、不可無也。我國家本產銅穴、且舊銅錢已被胡人銷毀、百僅一存。至今軍國之務、屢爲匱乏、求其流通使用、以順民情、豈不難哉。昨有上書陳言、使以鈔代錢。朕夙夜思惟、未得其道。蓋鈔者乃無用之物、行於有用之民、甚非愛民用財之意、然古昔有以金銀、皮幣、錢鈔之物、無可相權、何者爲最。其令大臣百官及中外達時務之士、各議錢例、以順民情、庶乎不以一人之所願、而強千萬人之所不欲、以爲一代之良法。不可不早定其議以奏、朕將親擇而施行焉。』『抑齋集』3にほぼ同文あり。

『通史』2「己酉二年...。七月、命大臣百官中外臣僚、會議錢法。詔曰、夫錢乃生民之血脉、不可無也。我國家產錢穴、且舊銅錢已被胡人銷毀、百僅存一。今軍國之務、屢爲匱乏、求其流通使用、以順民情、豈不難哉。昨有上書陳言、使以鈔代錢。朕夙夜思惟、未得其道。蓋鈔者乃無用之物、行於有用之民、甚非愛民用財之意、若古昔以金銀、皮幣、錢鈔之物、無可相關、何者爲最。其令大臣百官及中外達時務之士、各議錢例、以順民情、庶乎不以一人之所願、而強千萬人之所不欲、以爲一代之良法。不可不早定其議以奏、朕將親擇而施行焉。」

¹⁵ 『全書』『通史』「且舊銅錢已被胡人銷毀」。『綱目』「古銅錢經被胡人銷毀」。明人による銷毀を被ったのは、『類誌』の文脈では「銅穴」、『全書』『通史』『綱目』では「舊銅錢」。

¹⁶ 『全書』『抑齋集』『通史』はこの後「行於有用之民、甚非愛民用財之意。然古昔有以金銀、皮幣、錢鈔之物」とあるのを『類誌』は略。

¹⁷ 『後漢書』57劉陶傳「民可百年無貨、不可一朝有飢」

『大學衍義補』26銅楮之幣「臣按、劉陶所謂「民可百年無貨、不可一日有饑」、此至言也。...」

¹⁸ 『全書』本紀10「甲寅紹平元年[1434]...春正月...十二日...指揮京城及諸府路縣册社村庄等、今後銅錢破缺、猶穿得縉貫、即當流通使用、不得拒斥。若已斷缺、穿縉不得即不用、違拒揀擇亦同罪。國初以來、數出詔旨、禁民拒斥、而庫吏收稅常揀好錢、民間禁不能止、故更有是令。」

- ¹⁹ この文の前に『全書』には「若已斷缺、穿縉不得即不用」とあるのを『類誌』は略。
- ²⁰ 『全書』本紀 11「己未紹平六年[1439]...三月、指揮定錢陌文數及絹布長短尺寸、并紙張等式、係銅錢六十文爲一陌、絹...」 『綱目』正編 17 に同一記事あり。
- ²¹ 紹平六年[1439]以降の『類誌』に採録されてない錢関係記事。
『全書』本紀 11「甲戌延寧元年[1454]...春正月、鑄延寧錢...」
『全書』本紀 12「壬午光順三年[1462]...二月...嚴禁拒斥銅錢。」
『全書』本紀 12「甲申光順五年[1464]...八月、聖旨犯倫余珠及私鑄銅錢罪、首從有差。」
『全書』本紀 12「己丑光順十年[1469]...九月、禁以僞錢換稅錢。」
- ²² 『全書』本紀 13「丙午洪德十七年[1486]...五月初一日、禁揀錢。勅旨、泉貨之用、貴於上下流通、府庫之儲、貴於長久無弊。繼今內外各衙門、追徵公私贓罰、及度支檢收各項錢、應入官庫儲積者、並宜選取眞銅錢、雖輪郭少缺、係是眞銅、積久無弊者、亦宜選取。若官吏代俸及百姓賣買使用錢、凡眞銅穿縉猶著者、一體收用、不得拒斥苛揀。」
- ²³ このあと『全書』には「積久無弊者、亦宜選取。若官吏代俸及百姓賣買使用錢、」とあるのを『類誌』は略。
- ²⁴ 洪德十七年[1486]以降の『類誌』に載録されてない錢関係記事。
『全書』本紀 13「丁巳洪德二十八年[1497]...二月...初八日、禁抑買并揀錢。詔內府女史、天和宮人及諸王公主府大臣家奴婢、於市上鄉里民人所賣貨財、不得狂舊習、假公營私、抑買錢價、及濫取不還錢。自今百姓買賣貨物、及檢收納官庫諸錢、擲地有聲、穿縉猶得、輪郭少欠、自今一體收用、不得苛揀拒斥。」
『全書』本紀 15「戊子莫僭明德二年[1528]春正月、是時登庸欲更立新政、乃令鑄舊年號樣圖法通寶錢、多不能成。後復鑄鉛鐵新色諸間錢、頒行天下各處、使之通用焉。」
- ²⁵ 『全書』本紀 18「戊戌六年[1658]、二月以後改永壽元年、...夏五月、時天下錢幣、日用官民出納買賣、循習相效、揀擇太過、至是始禁、自今不得揀擇、其買物亦不得雜用鉛錫破缺錢、自是財貨通融、公私俱便。」
『善政』2 戶屬「戊戌永壽元年...秋八月、禁揀擇銅錢令。國朝成法、洪德・光順及各錢通用、依然具在、亦皆取其簡便易用。茲後照查官民買賣通用銅錢、并納季稅各禮錢、並用古錢各銅、并使錢各銅、除鉛錫鋼鐵及破缺外、不得雜用。其餘有銅字者、則皆取用、不得精用揀擇。違者許見知并買賣人、及社民訴告該衙門、查實、輕者發落、重者貶徒論。是月申禁雜用錢幣令。錢幣通用、其鉛錫鋼鐵破缺等項錢、並不得雜用、茲後某員人猶有等項弊錢、悉皆消毀、不得積貯流弊。違者許見知員人投告該衙門、論行、以嚴國法。」
- ²⁶ SG 訳 "...đều dùng tiền cũ, ..."、HN 訳 "...đều dùng tiền đồng cũ, ..."、いづれも「使錢」を訳さず。RD 訳 "en pieces de cuivre cours ancien ou cours courant"
『芸臺類語』9「本國三十六文謂之使錢、六十文爲一陌、謂之古錢。使錢十陌、乃是古錢六陌、準爲使錢一貫。其古錢十陌、乃是使錢之一貫六陌二十四文、亦號古錢一貫。當時公私行用、頒賞給發、則以使錢計、而徵收輸納、則以古錢計。近代遂純用古錢、其使錢民間買賣猶用焉（使錢名間錢、古錢名貴錢）。」
『山居雜述』1「錢陌。...。國朝順天元年、鑄順天通寶錢、以五十文爲一陌。紹平六年、定錢陌文數、以六十文爲一陌、紙用一百張、至今遵用之。僞莫明德二年、令鑄錢以古樣、環法通寶、多不成、乃鑄

間錢、頒布海陽・京北・山西行之。今之小錢、面幕（錢背也）不分明者、又俗以三十六文爲小錢、謂之間錢。相傳自僞莫始、阮秉謙之所教也。『始語』載、瓊州教六、錢六百曰一貫、我國以六十爲陌、蓋亦以六數也。其曰古錢、古所用之錢數也。曰使錢、當時使用之錢也。」

27 『善政』2「壬寅永壽五年夏四月、申禁盜鑄錢令。該銅鑄官、如有奉令鑄錢、應嚴戒諳曉鑄錢子各社、不得雜鑄鉛錫諸錢。仍許在內題領府尹等衙門、在外承憲二司等衙門、公同體察、如見某坊民有盜鑄錢、許捉實贓解納論罪。其見知員人、訴告得實、亦應議賞。如有鉛錫及破缺諸錢、應銷受毀、不得留貯雜用買賣、以信令行、便民用、違者有罪。」

28 『善政』2「萬慶元年[1662]...冬十月、申禁盜鑄錢令。官民家有鉛錢、並應消毀、不得貯用買賣。其該諳曉鑄民、應懲戒本民、不得盜鑄鉛錫鋼鐵雜惡錢。其內畿各市并滿津、許題領府尹等衙門體察、外各處許承憲二司、轉送屬內縣州官吏、分往各市滿津體察、如見某員名某縣社有盜鑄、并停止者、許捉取實贓引納論罪、或體察不詳、致被猶盜鑄、許見知員人發告、亦與同罪論、并賞告者。其奉差收入內庫錢、不得拒斥通用錢、以信令行。」永壽五年[1662]九月、萬慶に改元。『類誌』に「六年」とあるのは繁年の誤りか。

29 『漢書』24 下食貨志 4 下「賈誼諫曰、法使天下公得顧租鑄銅錫爲錢、敢雜以鉛鐵爲它巧者、其罪黥。然鑄錢之情、非殺雜爲巧、則不可得贏；而殺之甚微、爲利甚厚。夫事有召禍而法有起姦、今令細民人操造幣之勢、各隱屏而鑄作、因欲禁其厚利微姦、雖黥罪日報、其勢不止。」

『大學衍義補』26「賈誼曰、法使天下公得鑄銅錫爲錢、敢雜以鉛鐵爲他巧者、其罪黥（刺字也）。然鑄錢之情、非殺雜爲巧、則不可得贏。夫事有召禍而法有起姦、今令細民人操造幣之勢、各隱屏而鑄作、因欲禁其厚利微姦、雖黥罪日報、其勢不止。」

30 景治元年[1663]年以降の錢関係記事で『類誌』に載録されてないもの。

『善政』2「庚戌景治八年[1670]...。秋八月申禁各條令。一、揀擇銅錢、衣袖過制、吊秋歌唱、誣誑惑、剃頂剪髮等事。上年已有令禁、奈茲猶有狂俗玩法、所當申明嚴禁。其在內體察、許題領衙門、在外體察、許鎮守衙門。至若奉收季稅罰贖各跡、敢有玩禁揀擇錢、許內勘官體察、各遵如禁、以信令行。一、官民買賣、通用古錢各銅、使錢各銅、其鉛錫破缺諸錢並禁、應消毀不得雜用。如某故違令、及盜鑄、應捉得實贓解納論罪。并某告得情者、論賞、以信令行便民用。」

『全書』續編 1「己未四年[1679]...。冬十月...。[十一月]、禁民間揀錢、以通貿易。」月は『善政』2より補った。

『善政』2「己未永治四年[1679]冬十一月、旨傳申禁盜鑄錢。一、鑄錢已奉令禁、間者不等名人、猶有玩視國法、盜鑄頗多、以致雜錢溢出、人間買賣、揀擇不已、殊爲未便等因、理當究治。其各處鎮守官、應轉送屬內各縣、縣官仍轉送各社社長、再加體察。如見某員人狂習犯禁鑄錢行、許捉解納、查實重論、以嚴國禁、信令行。其或某社社長、徇情容縱、查得、一體治罪。」

『善政』2「己未永治四年[1679]冬十一月...。是月、申禁揀錢令。一、官民置賣通用銅錢、并納季稅各禮錢、除鉛錫破缺外、不得雜用。其餘則皆用、不得精選、這條已有明令、應申明奉行。茲後買者、故將外令錢、致買賣者、揀出內令錢不受、並許體察、捉得正身并實贓、隨便發落。多者杖三十下、示衆三日、少者笞二十下、其贓錢、並收入官、以信令行。」

『增補』戸屬「辛酉正和二年[1681]夏四月、申禁揀錢令。一、官民買賣通用銅錢、¹鉛錫鋼鉄外、餘有銅字者、則皆取用不得精擇。這條已有明令應申明奉行、茲後內許²領官差人糾察外、許鎮守官示許

有市土各社社長、每至市番体察、如見買者收將外令錢、賣者揀出内令錢、即捉正身并脏隨便發啓、多者杖三十下衆三日、少者笞二十下、仍■差人查攷ム社社長用心公平承行如法、即備寔謹、啓論賞某社社長用情偏爲、因緣作弊、致被害人投告、即查寔論罪、易置別人體察、以嚴法禁信令行。」(=¹は左「茶」右「β」、=²は上「从」下「是寸」、■は判別できない文字。)内容的には永治4年[1679]11月記事と重なる。

『増補』戸屬「辛酉正和二年[1681]...。秋七月申禁徵收各號各員衙揀錢令。一、係揀擇銅錢、已有令禁、間或奉行未皆如法、茲再申明舊禁、凡收季稅各札、并贖罪償謝勾擔等錢、並用古錢各錢、使錢各錢、=¹=²錫鉛鉄破缺外、不得雜用、其餘有銅字者、則皆取用、毋得精揀、違者許見知人及社告該衙門、查寔、輕者發落、重者以貶徒論。」(=¹は左「茶」右「β」、=²は左「金」右「崗」)

『善政』2「丁卯正和八年[1687]夏五月、旨傳禁外客商銀(内畿題領官并山南・山西・海陽・宣光・興化等鎮、及該醜該瀉該船該先安州等)。一、係銀者國之資用、間有外商客買賣專取銀子將回等因、應許嚴禁。茲後不得賣銀與外客商。倘或某人猶狃舊俗、專藏盜賣、及奉行不謹、致有見知發告、捉得正身、并銀賊隨輕重論、以嚴法禁。」

『全書』續編2「庚戌永慶二年[1730]...。六月...。癸丑...。定消失官錢律。」

³¹ 『全書』續編3「庚申六年、五月以後顯宗景興元年[1740]、...。閏七月...。定銀錢通融法。龍德、永佑間、天下專用錢弊、銀價稍賤。及兵興多用銀給餉、商人並減其價、兵食遂梗。乃命所司平市價、聽銀錢隨用。市置長、辨真假買賣之。於是低昂得平、富商無所牟其利。」

『綱目』正編38「庚申六年、五月以後顯宗景興元年[1740]、...六月...。定錢銀通用法。龍德、永佑間、天下專用錢幣、銀價稍賤。及兵興多用銀給餉、商人益減其價、兵食遂梗。乃令所司平市價、聽錢銀通用。市置長、辨真假買賣之。於是低昂得平、富商無所牟利。」

³² 引用文献不明。同年の錢關係記事で『類誌』に採録されてないもの。

『舊典』「景興二年[1741]七月十九日、申定鑄錢法。一、奉傳該牧官、及徵收各號等知悉、係如鑄錢、前期已有奉傳、不論大小、完体無缺漏、公私並皆通用、其徵收租庸、與恭進、及軍民販賣、並用價錢、無得揀擇、比聞徵收投納、揀斥太嚴、以致錢用不通、物價騰貴、這弊當革、嗣後係統牧官、及徵收各號、仍照前期奉傳、凡民間投納、除破缺裂外、並許收取、不得藉端揀擇、以便民用、若狃舊弗遵、致有廉察得寔、即重罪論、以嚴國法、茲奉傳。」

『舊典』「景興二年十二月初三日、定錢鈔適用法。一係錢貨、所以通國用、茲已有奉傳、許收納各例、凡始鑄錢、不論大小、完体無缺者、並得適用、第人情猶狃舊俗、見有始納錢、即揀擇拒折、以致民間視效、買賣所當禁革、以救民、經議、茲後徵收各號、及各衙門、應照奉傳事理遵行、違者納錢人等、各隨所在陳告查寔、其徵收各衙門、以貶罷論、所該牧民入内收官停收官、并收權祿、吏役、論杖、驅回與民受役、民間以杖論、以嚴法禁。一、徵收各號、及在衙門、如揀斥者、並許鳴在公店。一、該牧官差收在民、及在京各衙門、著行勾收在民、與鎮守等司、揀斥、許鳴在憲司、遞單投納在公店、其該牧官已納、赴京、再揀斥不收、與憲司勾收揀折斥、許鳴在公店。」

『舊典』「景興二年二月二十六日、定恭進醜錢例。一、係財貨所以通民用、前期始鑄、多有缺毀?、貿易不便、茲後各員名、如有恭進錢鈔、謹啓將在政堂、其所進並用、始鑄醜錢、隨便運搬投納、仍照隨錢數、=授取品、其所進錢、即差官照收改鑄、以革弊端、其所非毀缺者、許通用。一....」(=は左「茶」右「β」)

³³ 引用文献不明。同年の錢関係記事で『類誌』に採録されていないもの。

『舊典』「景興三年四月初一日、禁簡斥錢令。一、畿内各市、許題領官分差官兵、叶與坊長体察、其民間各市、許縣官嚴飭員目社長体察、如見狃舊揀斥、自不滿一陌以下、笞二十杖、一陌以上、笞四十杖、以上並留在本市三日、其自六陌以上、許挨捉正身、内納在題領、外納在縣官、仍隨所揀錢數論行、不滿一貫者、男杖八十下、女五十、並留監十五日、其自一貫以上、男徒犒丁、女徒桑室、並許贖、監收畢、方得放出、題領兵與坊長色目、徇情容縱者、兵論杖五十下、別送隊伍、其社長杖五十、還民受役、以示懲毘、其題領容且■畧、並以罰論。一、民間富有之家、及商賣諸人、凡交易販賣、許依平價、毋得狃舊揀拆、高下其價、閉糴不賣、■者隨輕重論。」(■は判読不能)

『舊典』「景興三年[1742]七月初九日、申定鑄錢令。一、奉差題領衙門官等、恭奉上諭、諸舊錢大小各字、及始鑄景興太平等字、並皆適用、若某人揀斥、密差查寔、即行法于方地、以懲玩法。」

³⁴ 「元通新錢與舊錢」考証は Thierry 2007

³⁵ SG 訳 "phàm những tiền Cảnh Hưng Thái Bình, Nguyên-Tông mới đúc, có các chữ Đại, tiểu,...", HN 訳 "phàm những tiền Cảnh-hưng thái bình nguyên thông mới đúc và tiền cũ lớn nhỏ các loại,"、RD 訳 ".. toutes les sapeques, portant les inscriptions "Thái-binh" 太平 et "Nguyên-thông" 元通 nouvellement fondues sous la periode Cảnh-hung ainsi que les vieilles sapeques, grandes ou petites, "、いずれも「始鑄」は「景興太平元通」にかかる。Thierry 2007 は「始鑄」は「景興」のみにかかるとする。

³⁶ 景興六年[1745]年以降の錢関係記事で『類誌』に載録されていないもの。

『全書』續編4「癸酉十四年[1753]...秋七月...。定場廠課例。初、諸鎮金銀銅鐵鉛[砵場廠]、多賜貴寵徵收、所在腴刻廠丁、而公稅所入最少。至是委鎮司管收、舊經開作見貨、以所得輸稅、荒廢聽招集貨採、量定上供。」

『全書』續編4「癸酉十四年[1753]...秋七月...。罷諸道錢場、惟畿内置日昭、塵橋二場、委重臣監督、以諸鎮所鑄錢多濫薄、故罷之。」

『全書』續編4「丙午十七年[1756]...閏十一月...。申飭鑄錢令。時、各場鑄錢多濫薄。乃合歸日昭場、命監督官嚴督沿作、以革前弊。」

³⁷ 『漢書』51 賈山傳「對以爲「錢者、亡用器也、而可以易富貴。富貴者、人主之操柄也。令民爲之、是與人主共操柄、不可長也。」」『大學衍義補』26に同文あり、賈誼の記事(293c)の次に記す。

³⁸ 景興二十一年[1760]年以降黎朝滅亡(1789)までの錢関係記事で『類誌』に採録されていないもの。

『全書』續編5「癸巳三十四年[1773]...。夏四月...。禁盜鑄錢、賞訴者爵二資。...。九月...」

『綱目』正編44「丙申三十七年[1776]春正月...。開順化鑄錢場。令開場於鎮營之右、將所獲銅礮器幣、不堪用者、鑄景興順寶錢三萬餘緡、又募人開採南浦土山金礦、數月不得金乃止。註、南浦社、屬承天富榮縣。」